

京都市訓令甲第1号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年4月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表第2中央卸売市場第一市場長の項第5号及び第7号中「営業」を「事業」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)